



山形県公報

令和4年2月4日(金)
第278号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……73
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) ……74
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……75
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第75号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。  
令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称               | 所 在 地         | 認 定 期 間                    |
|-------------------|---------------|----------------------------|
| 国立大学法人山形大学医学部附属病院 | 山形市飯田西二丁目2番2号 | 令和4年2月26日から<br>令和7年2月25日まで |

#### 山形県告示第76号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社アスク  
代表取締役 河合 克行  
山形市蔵王松ヶ丘二丁目1-36
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日      |
|---------------------------|-------|------------|------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |            |
| 櫻井 務<br>玄米                | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和3年12月31日 |

|              |     |  |
|--------------|-----|--|
| 村上 春<br>玄米   | 同 左 |  |
| 大場 和瑛<br>玄米  | 同 左 |  |
| 鈴木 清<br>玄米   |     |  |
| 日下部 賢一<br>玄米 | 同 左 |  |

**山形県告示第77号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号         | 肥料の種類       | 肥料の名称        | 保証成分量(%)                          | その他の規格                      | 生産業者    |               | 有効期限           |
|--------------|-------------|--------------|-----------------------------------|-----------------------------|---------|---------------|----------------|
|              |             |              |                                   |                             | 名称      | 住所            |                |
| 山形県<br>第471号 | 混合有機<br>質肥料 | エリート有機<br>16 | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 5.0<br>加里全量 2.0 | 含有を許される有害成分の最大量(%)は公定規格のとおり | コーユ株式会社 | 酒田市松美町13番地212 | 令和<br>7. 1. 27 |

**山形県告示第78号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年2月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西村山郡朝日町大字下芦沢字西山1801番90から<br>同 まで | 旧    | 13.1メートル<br>} 6.4  | 131メートル |
| 同 上                              | 新    | 17.2メートル<br>} 10.8 | 同 上     |

**山形県告示第79号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年2月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|--------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2422番から<br>同 2422番1まで | 旧    | 13.4メートル<br>} 11.6 | 35メートル |
| 同 上                                  | 新    | 22.1メートル<br>} 11.6 | 同 上    |

**山形県告示第80号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年2月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字下芦沢字西山1801番90から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月4日

**山形県告示第81号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年2月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字北作字上芦沢2422番から  
同 2422番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月4日

**山形県告示第82号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和3年11月29日 指令置総建第88号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 第一工区  
西置賜郡白鷹町大字十王字松原前15番1、15番3、18番4、19番1、20番1、20番3、24番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 西置賜郡白鷹町大字十王字松原前21番1 株式会社佐竹成型

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤     | 正  |
|-------------|------------|-----|-------|-------|----|
| 令和 4. 1. 21 | 第274号      | 27  | 下から13 | に改める。 | に、 |